別表第1号注12⑷中「5,180MHz、5,190MHz、5,200MHz、5,220MHz、5,230MHz、5,240MHz、5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz又は5,320MHz」を「5,150MHzを超え5,350MHz以下」に改め、同注12⑸中「5,260MHz、5,270MHz、5,280MHz、5,300MHz、5,310MHz、5,320MHz、5,500MHz、5,510MHz、5,520MHz、5,540MHz、5,550MHz、5,560MHz、5,580MHz、5,590MHz、5,600MHz、5,620MHz、5,630MHz、5,640MHz、5,660MHz、5,670MHz、5,680MHz又は5,700MHz」を「5,250MHz以上5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下」に改める。

様式第7号注4の表中「

第2条第1項第19号の3の2に掲げる無線設備	YW

」を「

第2条第1項第19号の3の2に掲げる無線設備	YW
第2条第1項第19号の3の3に掲げる無線設備	HS

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十二条第四項の規定に基づき、住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日　　外務大臣　岸田　文雄

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の規定により住居手当が一括して支給されている職員を除く。）」を削る。

第四条第二項中「法第四条第四項」を「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項」に、「同項」を「前項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○外務省令第四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十五条の三第四項の規定に基づき、子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日　　外務大臣　岸田　文雄

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「二十四」を「十二」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日　　外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1号1⑶アの表中

										○									

を

										○									
										○									

に改める。